

# Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

## 核兵器・核実験モニター

314  
08/10/15

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

### 軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集責任者■湯浅一郎、田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

## 6か国協議 における 検証問題

## 米国、自分の合意違反を繕う 北朝鮮は米軍基地、寄港艦船の検証を要求

10月11日、米国政府は非核化検証問題に一つの区切りをつけ、「テロ支援国家」リストから北朝鮮を除外した。自国の合意違反のために6か国協議の枠組みが崩れることを恐れた米国が、10月末の期限を前に事態を繕ったというのが、今回の本質である。本誌が3か月前に予測した経過であり、検証問題の本番はこれからである。本稿は10月11日以前に書かれたが、今回の措置を理解するのに不可欠なので、そのままを掲載する。次号に10月11日を踏まえた問題点を論じる。

### 迂回し変形した第2段階の行動

昨年10月の朝鮮半島の非核化を巡る6か国協議の「第2段階の行動」についての合意（10.3合意）は、検証に関する米国のゴリ押しで深刻な危機に直面した。米国は、08年6月26日、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を「テロ支援国家」リストから45日後に除外する手続きをとったにもかかわらず、そのまま発効を保留し、それに反発した北朝鮮が、再処理施設の再稼働を開始する動きをとったからである。北朝鮮自身、9月19日の外務省スポークスマン談話（2ページ資料）において「しばらく前から寧辺（ヨンピョン）の核施設の原状回復のために作業を開始している」と述べてこの動きを認めた。国際原子力機関（IAEA）は、北朝鮮の要求によって9月24日に再処理施設のシールと監視装置の撤去を完了し、要員は施設から撤退した。さらに10月9日、IAEA要員は寧辺地域の全施設へのアクセスを直ちに禁止すると通告された。

米国は、合意に従って北朝鮮が提出した核計画の申告について、その検証方法について合意に至らない以上、「テロ支援国家」リストから北朝鮮を除外することはできない、と主張した。この米国の言い分は、一見内容としては理解できるが、困難な交渉の結果に到達した北朝鮮との合意の中には含まれていない。

もう一度合意の内容を正確に見ておこう。

### 合意の実際 I（10.3合意）

「第2段階の行動」について合意した07年の「10.3合意」

の中には、検証に関する合意は存在しない。

北朝鮮が約束したことは、①寧辺3施設（5メガワット黒鉛実験炉、再処理工場、核燃料棒製造施設）の無能力化と、②「すべての核計画の完全かつ正確な申告」である。そして、「行動対行動」の原則によって他の5か国が約束したことは、③5か国による100万トン重油相当の経済・エネルギー支援と、④米国による北朝鮮に対するテロ支援国家（SST）指定の解除と対敵通商法（TWEA）の適用終了であった。

北朝鮮が約束した①は、米国の専門家の関与とIAEA要員の寧辺への復帰によって、基本的に実行されつつあった。クリストファー・ヒル米国務次官補の7月31日の議会

### 今号の内容

#### 6か国協議：「検証問題」と米の合意違反

<資料> DPRK外務省のコメント

#### 「米印核協定」締結

<資料> 米「核協定承認法」抜粋訳

#### 米国の核兵器政策に新文書

<資料> 「21世紀における国家安全保障と核兵器」抜粋訳

#### グアムの米軍増強計画一部隊名と規模

<資料> 国防総省最新報告書・抜粋訳

【連載】被爆地の一角から(32)

「小泉退陣」で思い出したこと 土山秀夫

11月1日号は休みます。次は11月15日合併号です。

## 資料: 北朝鮮外務省スポークスマンの 朝鮮中央通信への回答

2008年9月19日

朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK) がすでに明らかにしているように、DPRK は核施設の無能力化を一時停止し、しばらく前から寧辺 (ヨンピョン) の核施設の原状回復のために作業を開始している。これは、米国が「テロ支援国家」リストから DPRK を外す措置の発効を無期限に保留する行動をとったことに対する対抗措置である。

これは、9.19 共同声明、2.13 合意、及び 10.3 合意に規定されている「行動対行動」原則の米国による不遵守の論理的結果である。

しかし、米国は、DPRK が核申告を提出したのは「国際スタンダード」に沿った検証を前提としたものであると一般市民に思いこませる努力を懸命にしつつ、DPRK のとった措置は 6 か国協議の合意違反であると強弁しようとしている。

核申告の「国際スタンダード」に沿った検証に関して合意が成立した時に初めて、

DPRK を「テロ支援国家」リストから外す措置を有効にするという主張は、これまでに到達した合意を根底から歪める詭弁である。

6 か国協議においても、米朝間においても、この問題に関して文書合意はもちろん口頭の合意も存在しない。

10.3 合意の核心は、米国を含む 5 か国が、DPRK の核施設の無能力化と核計画の申告の提出の見返りとして政治的及び経済的な補償を行うことである。DPRK を「テロ支援国家」リストから外す措置を実行することは、この 10.3 合意によれば、9.19 声明履行の第 2 段階において米国が完全実施しなければならない誓約であった。したがって、それは核申告の検証とは全く別の問題なのである。

7 月の 6 か国協議代表者会議において合意された検証メカニズムと監視メカニズムの設置という問題は、9.19 声明による全朝鮮半島の非核化を実現する段階における参加 6 か国全てによる合意履行を検証する措置として考えられたものであった。

にもかかわらず、DPRK が検証を逃れるた

めに非核化プロセスを行き詰らせているという印象を作り出すことによって世論を間違った方向に誘導しながら、米国は愚かにも圧力と欺瞞によって DPRK の核兵器を一方的に解体させようと試みている。

米国は、何の合意がないにもかかわらず、「国際スタンダード」に沿って核申告を検証するという前提条件を付けて、その誓約である「テロ支援国家」リストからの除外措置の発効を保留にしたのである。このことは、結局のところ DPRK に対する敵視政策を強化しようという真意を露わにしたものである。

米国は、核不拡散条約 (NPT) の加盟国でもなく、国際原子力機関 (IAEA) のメンバーでもない DPRK を、「国際スタンダード」の名の下に家宅捜査しようともくろんでいる。

米国の本性が暴露されたいま、DPRK は「テロ支援国家」リストからの除外を望みもしないし、行われることを期待もしない。我が道を行くのみである。「朝鮮中央通信」の英文テキストをピースデポが訳出

証言<sup>1</sup>によれば、その時点で無能力化のための 11 項目の作業の内 8 項目が完成し、5 メガワット黒鉛炉の 8000 本の燃料棒の半分以上の抜き取りが終わっていた。

本誌においてすでに述べたとおり<sup>2</sup>、困難は②の約束の実行であり、検証問題がここに関わってくる。6 か国協議では当然議論されたが交渉は難航し、合意内容には検証問題は一つ含まれなかったのである。しかし、秘密に包まれている米朝協議のなかで少しずつの進展が図られてきた。北朝鮮は、5月8日に 19000 ページに及ぶ黒鉛炉の運転記録を検証資料として提出し、6月26日には核計画申告書を提出した。そして、米国も 6月26日に同時行動として④の約束の履行を開始したのである。つまり、ブッシュ大統領が TWEA 適用終了を宣言し、45日後の SST 指定解除を議会に通告した。この時点で、ブッシュ政権は検証問題のハードルを低くしてでも北朝鮮の核無能力化の進行を印象づけ、政権最終段階での外交成果を上げる方針をとったと思われる。しかし、対北朝鮮強硬派を含む政権内部および国内世論を納得させるためには、検証問題についての一定の見解を示す必要があった。そのレトリックが事態を混迷させた。

6月26日の同時行動における大統領演説は、45日の間に検証問題が進展する期待を述べ「我々は 6 か国協議を通して包括的で厳密な**検証議定書**を作成する作業にとりかかる」と見栄をはった<sup>3</sup>。同日の米國務省のファクト・シートは北朝鮮の申告が「完全かつ正確」であることを検証する包括的な体制として、申告施設のみならず疑わしい施設への予告の短い立ち入り、核物質へのアクセス、標本採取、人員との面接、すべての施設の文書や記録へのアクセスなど踏み込んだ検証への要求を列挙した<sup>4</sup>。

### 合意の実際 II (7.12 首席代表者会議)

国際的な耳目を集めた 6月26日の米朝同時行動を受けて開催された 6 か国協議の首席代表者会議 (7月10~12日)においても、検証問題について具体的な進展は一つ見られなかった。にもかかわらず、12日に発表されたプレ

ス・コミュニケに「検証メカニズムの設置」が謳われたので、人々に大きな誤解を生み出した。本誌が注意を喚起したように<sup>5</sup>、このメカニズムは北朝鮮の申告した核計画を検証するために設置されたものではない。それを一部として含むことは当然であるが、もっと大きく「朝鮮半島の非核化を検証するために」<sup>6</sup>設置されたのである。そこには、検証の方法として、上記米国の主張と重なる表現で「施設への訪問、文書の検討、技術者との面談、及び 6 か国が合意するその他の措置」と書かれているので、誤解が余計に膨らむ結果となっている。実際にはこの内容も、「朝鮮半島の非核化」全体の文脈で合意されているのである。

首席代表者会議が開催される 1 週間前に、北朝鮮はすでにこの点を明らかにしていることを指摘しておきたい。つまり、7月4日の北朝鮮外務省スポークスマン談話<sup>7</sup>は、「われわれは核計画申告書の検証にも協力する準備ができて」と述べるとともに「全朝鮮半島の非核化は検証を前提としている。したがって、米国をはじめすべての参加国の義務履行も例外なく検証を受けることになっている」と立場を明確にしているのである。その主張は、驚くほど一貫している。

### 検証に関する北朝鮮の立場

しかし、米国は 6 か国協議で合意できなかった申告書の検証を条件として、自国が行った「テロ支援国家」からの除外という約束の不履行をテコに無理な交渉を強行した。米国はその後、6月26日にブッシュ大統領が「検証議定書」と呼び、國務省が列挙した「予告の短い立ち入り」を含む検証内容を、「**国際スタンダード**」と表現して国際向けに PR し、北朝鮮を孤立させようとした。

この一連の経過を、9月19日の北朝鮮外務省スポークスマンは正確に批判している。

「10.3 合意の核心は、米国を含む 5 か国が、DPRK の核施設の無能力化と核計画の申告の提出の見返りとして政治的及び経済的な補償を行うことである。DPRK を「テロ支援国家」リストから外す措置を実行するこ

とは、この10.3 合意によれば、9.19 声明履行の第2段階において米国が完全実施しなければならない誓約であった。したがって、それは核申告の検証とは全く別の問題なのである。」(2ページ資料)

では、北朝鮮は検証問題をどのように考えているのか。

北朝鮮の基本的な考え方は、すでに7.4談話に要約されていた。つまり、<6か国協議の基本文献である5.19声明にある通り、達成すべきは朝鮮半島の検証可能な非核化である。したがって北朝鮮の核計画のみならず、韓国、米国の関連政策も、「行動対行動」の原則で検証されなければならない>ということになるであろう。そのための検証メカニズムの設置が首席代表者会議で合意されたことになる。

さらに具体的に、北朝鮮は次のように主張している。


「検証に関して言えば、9.19声明による朝鮮半島全域の非核化の最終段階において、6か国全てが履行しなければならない誓約である。

韓国及びその周辺に米国の核兵器が存在しないこと、また米国の核兵器の新たな輸送や通過がないことが検証されなければならない。この検証とDPRKの誓約履行の検証は同時になされなければならない。これが『行動対行動』の原則である。」<sup>8</sup>

すなわち、北朝鮮は米軍基地を含む韓国内の施設や寄港する米艦船・航空機の非核の検証を求めている。北朝鮮の核兵器の解体や核実験場の閉鎖に至るプロセスにおいて、北朝鮮が何を求めているかが浮かび上がって来るであろう。

## 大きな枠組みの議論が必要

米国が北朝鮮に対して、検証なしの申告は無意味であると主張する限り、筆者を含め多くの人々は米国の意見に納得するであろう。マスメディアが北朝鮮が検証に合意しない点のみを強調するために、あたかも北朝鮮が合意違反をしているかのような誤解を生み出してきた。事実は米国こそが、国内政治のために国際合意をねじ曲げて、6か国協議の枠組みを危機に陥れてきたのである。10月11日に米国がその試みに挫折するに至る経過の本質はそこにある。

しかし、核兵器計画を利用した北朝鮮のこの間の外交が正当化されるわけでは決してない。北朝鮮の核計画が批判されるべきであるし、それと同じ強さで、米国自身の核兵器政策が否定されるような議論の枠組みが必要なのである。検証問題はようやくそのような大きな枠組みの議論の必要性の入口を示した段階にあると言えるであろう。(梅林宏道) 

注

- 1 08年7月31日、米上院軍事委員会における証言
- 2 本誌309号(08年8月1日)
- 3 08年6月26日、ブッシュ大統領見解(ホワイトハウス報道官発表)
- 4 08年6月26日、米國務省ファクト・シート(國務省報道官発表)
- 5 注2と同じ。
- 6 08年7月12日、第6回6か国協議首席代表者会議プレス・コミュニケ。全訳が本誌306号(08年8月1日)にある。
- 7 08年7月4日、10月3日合意履行に関する北朝鮮外務省スポークスマンの談話。全訳が本誌306号(08年8月1日)にある。
- 8 08年8月26日、核施設の無能力化活動の一時停止の決定に関する北朝鮮外務省スポークスマンの談話。朝鮮中央通信の英文から翻訳。

# 多くの問題を残して 米印核協定、締結

10月10日、米國務省を訪れたインドのムカジー外相は、ライス米國務長官とともに、07年7月に両国が交渉妥結した核協力協定(「123協定」)<sup>1</sup>に署名した。これに先立つ8日には、123協定を承認するための米国内法「米印核協力承認・不拡散促進法」(「承認・促進法」(公法110-369.4~5ページに抜粋))がブッシュ大統領の署名をもって成立していた。05年7月18日の米印首脳声明(本誌257・8号に抜粋)が民生核部門での協力関係樹立を謳ってから3年。米印核協力の実現を阻んでいた法的ハードルはすべて取り払われた。

## 承認・促進法

9月6日の核供給国グループ(NSG)での決定を受け、ブッシュ政権は10日、「米印原子力平和利用協力法」(ヘンリー・ハイド法。公法109-401)<sup>2</sup>が求める承認条件をインドは十分満たしている、との判断を示した「大統領決定」<sup>3</sup>とともに123協定を議会に提出し、「早急かつ無修正」での承認を要請した。ハイド法は少なくとも連続30日間の審議日程を議会に求めていたが、大統領選準備での休会が迫るなか、政権はこの規定を適用しないことで上下院の有力議員を説得した。結果、9月27日には下院(賛成298、反対117)、

10月1日には上院(賛成86、反対13)で「承認・促進法」は承認された。

## 核実験の際は供給停止、でも明文化せず

核兵器計画の堅持を声高に主張し続けるインドに対する大幅譲歩の産物として、123協定にはインドが核爆発実験を行った場合に、米国が核協力を停止する旨を定めた条項が存在しない。これはハイド法に抵触する内容であり、NSGをはじめ、これまでの国際的な議論の場でも焦点の一つであった。

9月6日のNSG声明と同様、「承認・促進法」においても結局この点は明記されなかった。上院においては、バイロン・ドルガン上院議員らが、インドが核実験を再開した際、米国は核取引を停止すると明記した条項を含む修正案を提出したが、「不必要」と否決された。10月1日に大統領から上院に送られた声明<sup>4</sup>は、この修正案を「厳格で不当に重い義務」を課すもの、と表現している。

明文化することを頑なに避ける一方、米政権は、インドが核実験を行ったら核協力を停止する意図であることを繰り返してきた。9月18日の上院外交委員会公聴会に出席したルド國務次官代行(軍備管理・国際安全保障担当)

## 米印核協力承認・不拡散促進法 (抜粋訳) 公法 110-369

訳注：以下の訳文で、「本協定」とは「核エネルギー平和利用のための米印協力協定」を指す。

### タイトル I—核エネルギー平和利用に関する協力のための米印協定の承認

#### 101節 協定の承認

(a) (略)

(b) 1954年原子力法、ハイド法、その他の法令の条項の適用

1954年原子力法の 123節(b) および(d)において定められている、提案中の協定案について議会で審議・承認する手続に関する条項に従って、本協定が承認されたとき、本協定を、1954年原子力法(42 U.S.C. 2011以下)、2006年ヘンリー・J・ハイド米印原子力平和利用協力法(22 U.S.C. 8001以下、公法 109-401)、その他の該当する米国法における条項に従うものとしなくてはならない。

(c) (略)

#### 102節 方針の表明、保証要件、解釈規定

(a) 協定の趣旨および法的な効力に関する方針の表明

議会は、本協定の条項は、2008年9月20日以前に、大統領およびその代理が、本協定の趣旨および法的な効力に関連し

て、議会およびその委員会に対して述べた権威ある説明において伝えられた意味を持つというのが、合衆国の理解であることを表明する。

(b) 核機器、物質、および技術のインドへの移転に関する方針の表明

議会は以下の方針を表明する。

(1) 2006年ヘンリー・J・ハイド米印核エネルギー平和利用協力法第103条(a)(6)(22 U.S.C. 8002(a)(6))に従い、インドへの核移転が同法(22 U.S.C. 8001以下) タイトル I、1954年原子力法(42 U.S.C. 2011以下)、あるいは米国のその他の法令に従って一時停止または中止された場合には、核供給国グループ(NSG)の他の加盟国、あるいはその他の供給元からのインドに対する核機器、物質、または技術の移転防止を追求することを米国の政策とする。

(2) 2006年ヘンリー・J・ハイド米印核エネルギー平和利用協力法 103条(a)(10)(22 U.S.C. 8002(b)(10))に従い、保障措置の適用を受けた民間施設での使用に供するためにインド政府に対して供給されたいかなる原子炉燃料備蓄も、炉の運転に関する合理的な条件を満たすものでなければならない。

(c) 大統領による保証

大統領は、協定第16条(1)に従って外交覚書を交わすのに先立ち、協定の定めるところに従い協定を発効させ、履行することが、1968年7月1日にワシントン・ロ

ンドン・モスクワで採択され、1970年3月5日に発効した核兵器の不拡散に関する条約(いわゆる核不拡散条約)の下での合衆国の義務に抵触せず、いかなる方法においてもインドが核兵器またはその他の核爆発装置を製造・取得することを支援、奨励、誘発しないことを、議会に対して保証しなければならない。

(d) 解釈規定

本協定のいかなる条項も、2006年ヘンリー・J・ハイド米印核エネルギー平和利用協力法または 1954年原子力法が定める法的要件に取って代わるものと解釈されてはならない。

#### 103節 インド・IAEA間での追加議定書

議会は、インド政府に対して、国際原子力機関(IAEA)の原則、慣行、政策に従い、可能な限り早期に同機関との間で追加議定書を締結し、遵守するよう求める。

#### 104節 インド・IAEA間での保障措置の履行

原子力規制委員会(NRC)は、大統領が次のことを判定し、議会に保証を与えた後に限り、本協定に基づくインドへの核移転を許可することができる。

(1) IAEA理事会が 2008年8月1日に承認した、民生用核施設への保障措置適用に関するインド政府と IAEAの協定(以下、「保障措置協定」という。)がすでに発効していること。

は、ライス国務長官の06年4月の公聴会発言を引用して「インドが実験した場合・・・協定は終了する」と明言した<sup>5</sup>。また、下院外交委員長バーマンが9月3日に公開した政府からの書簡<sup>6</sup>には、123協定の14条に従い、核実験実施の際は、「米国には、燃料供給を含む、インドとのすべての核協力を即時停止するとともに、燃料を含め米国から移転された物品の返還を要求する権利を有する」とある。

### 燃料供給保証


米国がインドへの核協力を中止した際の対応について、「承認・促進法」は、ハイド法と同様、他国がインドに供給することを防ぐと述べている(第102節(b)(1))。他方、123協定には、インドへの核燃料供給が途絶えることのないよう、米国が燃料供給保証のさまざまな措置を講じる旨が盛り込まれている。そうした措置には、燃料供給の途絶に備えた「戦略的核燃料備蓄」への協力や、協定当事国でないロシア、フランス、イギリスに協力を求めて核燃料供給保証を図ることなどが含まれる。ブッシュ政権は、議員への説得工作のなかで、123協定の核燃料供給保証は、法的拘束力のない「政治的誓約」に過ぎないと主張していたが<sup>7</sup>、極めて曖昧なままである。「承認・促進法」の条項は、こうした123協定の「暴走」を食い止め、ハイド法に引き戻す努力の表れだろう。

### インドへのさらなる「配慮」

「承認・促進法」には、123協定が規制していない機微技術の移転に関して、次のような前向きな姿勢も盛り込まれた。「NSG 各加盟国と個別的及び集団的に協力して、ウラン濃縮及び使用済み核燃料の再処理に関連した機器や技術

の移転のさらなる制限に合意する」ことが米国の政策とされた(第204節(a))。この点については、ライス国務長官がバーマン下院外交委員長への説得材料として、次回NSG総会でNPT非加盟国には、機微技術の移転を行わないことを確認するとの確約を与えたと伝えられる。

ところが、米印核協定への新たな縛りに警戒感を強めるインドへの「配慮」から、こうした法律をも軽視する行為に及んだのが、ブッシュ大統領その人であった。「承認・促進法」の署名式典で大統領は、米国は123協定の義務を負っていると強く主張したうえで、「この法律の制定は、123協定に盛り込まれた、米国政府によるインド政府への燃料保証に関する誓約を変えるものではない」<sup>8</sup>など、自らがまさに署名せんとする「承認・促進法」を否定するような驚くべき認識を示した。

123協定は成立したが、核実験実施の際の供給停止、核燃料の供給保証、機微技術の移転等といった重要問題にはこのような多くの「曖昧さ」が残された。しかし、次期大統領選の候補であるマケイン、オバマ両上院議員は、いずれも、現ブッシュ政権よりも厳格な条件を米印協定に課した「承認・促進法」に賛成している。政権交代時、少なくとも自らの課した条件を守ることが期待される。(中村桂子) 

注

1 正式名称は「核エネルギーの平和利用に関するアメリカ合衆国とインド政府の間の協力協定」。イアブック08年版資料2-10(225ページ)に抜粋訳。

2 [www.gpoaccess.gov/plaws/search.html](http://www.gpoaccess.gov/plaws/search.html)から「109-401」で検索できる。

3 [www.hcfa.house.gov/110/press091108c.pdf](http://www.hcfa.house.gov/110/press091108c.pdf)

4 [www.whitehouse.gov/omb/legislative/sap/110-2/saphr7081-s.pdf](http://www.whitehouse.gov/omb/legislative/sap/110-2/saphr7081-s.pdf)

5 <http://foreign.senate.gov/hearings/2008/hrg080918p.html>

6 [www.armscontrol.org/system/files/StateresponsestoHCFARel090208.pdf](http://www.armscontrol.org/system/files/StateresponsestoHCFARel090208.pdf)

7 [www.hcfa.house.gov/110/press091108a.pdf](http://www.hcfa.house.gov/110/press091108a.pdf)

8 [www.whitehouse.gov/news/releases/2008/10/20081008-3.html](http://www.whitehouse.gov/news/releases/2008/10/20081008-3.html)

(2) インド政府が保障措置協定第13項に従い、2006年5月11日にインド議会に提示された軍民分離計画第14項に記載された施設および日程と著しく矛盾せず、かつ分離計画が想定していた保障措置開始の遅延を斟酌した施設の申告を行うこと。

#### 105節 議会への報告義務の修正(略)

### タイトル II—平和的核協力に関連した米国の核不拡散法令の強化

#### 201節 再処理に関する爾後取決めについての手続き

##### (a) 一般規定

1954年原子力法第131条の規定に関わらず、(b)項に定める要件が充足されない限り、本協定第6条記載の再処理または形状もしくは内容の改変に関する爾後取決めと手続きを発効させてはならない。

##### (b) 要件

(a) 項でいう要件とは次のとおりである。  
(1) 大統領が議会の適切な委員会に次の内容を含む報告書を提出すること。

(A) 提案された爾後取決めを発効させるべき理由。

(B) 提案された爾後取決めの文面を含む詳細な内容。

(C) 他国がインドに対して移転した核物質、あるいは他国がインドに移転した核物質、非核物質、または機器

において使用され、あるいは、それらの使用を通じて生産された核物質や副産物質を再処理し、または形状もしくは内容を改変する際に、当該他国がインドに対して米国と同様の取決めと手続きを条件とするべく米国が努力を払ってゆくことの保証。

(2) (1) 項で要求された報告の提出後、(1954年原子力法第130条g(2)に定義されているとおり) 連続した会期中で30日間が経過していること。

(2) (1) 項で要求された報告の提出後、(1954年原子力法第130条g(2)に定義されている) 連続した会期中で30日間が経過していること。

##### (c) 不承認の決議

(b) 項における要件が充足されている場合であっても、議会在(a)項に記載された後続取決めを実質的に承認しない旨の共同決議を(b)(2)項に定めた期間内に採択し、発効させた場合には、当該爾後取決めを発効させてはならない。当該決議は本法205節によって改正された1954年原子力法第130条(i)に規定された手続に従って審議されなくてはならない。

#### 202節 核平和利用の取決めに関連した取り組みと交渉(略)

#### 203節 核平和利用の再開のために必要な行動(略)

#### 204節 国際的核不拡散体制強化のための、核供給国グループにおける米国政府の政策

##### (a) 保証

本協定第16条(1)に従って外交覚書を交わすのに先立ち、大統領は、米国がNSG各加盟国と個別的及び集団的に協力して、ウラン濃縮及び使用済み核燃料の再処理に関連した機器及び技術の移転のさらなる制限に合意することが米国の政策であることを、議会の適切な委員会に対して保証しなければならない。

(b) 特定副産物質が平和利用されることの認証

大統領は、本協定の関連条項を実質的に満たす方法によって、副産物質の平和利用ならびに計量を確実ならしめるために適切と思われる限りにおいて、NSGの内部において、あるいは関連するNSG加盟国とともに、原則の採択、報告、および情報交換を可能な限り早期に行うよう努めなければならない。

(c) 報告 (略)

(後略)

(訳: ピースデボ)

## 米核戦力があるから 日本も核武装しない

### 国防・エネルギー両長官、 核兵器の必要性を強調

「21世紀の  
国家安全保障  
と核兵器」

08年9月、エネルギー長官サミュエル・ボッドマンと国防長官ロバート・ゲイツは、連名で「21世紀の国家安全保障と核兵器」と題された文書を発表した(6ページに部分訳)。これは07年7月20日、国務長官コンドリーザ・ライスを加えた3者連名で発した声明(本誌第286・7号に全訳)を詳述し、敷衍するものであり、核政策の長期的ビジョンを提示する文献である。

文書は、まず「合衆国はまだ核兵器を必要とするか?」との問いかけから始め、第1に、国際的な安全保障環境が、ソ連解体以来、より複雑化し、危険で、予測できないままであること、第2には核兵器は米国の国家安全保障を支える必須の要素としてユニークな役割を果たし続けていること、の2つの理由から、確固たる核兵器の保持が必要であると主張する。しかも、米国の核戦力が同盟国に対する攻撃をも抑止していることから、「同盟国が自ら核兵器を手に入れる誘因を大きく減少させることによって、米国の核不拡散政

策における不可欠な役割を果たしている」と述べている。日本が核武装しないのは、米国の核があるからだ、という論理である。

変化した安全保障環境への対処策として、2001年の核態勢見直し(NPR)に述べられたとおり、よりフレキシブルな新たな3本柱、すなわち攻撃システム(核、非核、そして非運動エネルギー)、防衛、そして即応性のあるインフラストラクチャーを確立することで、広範囲の潜在的な不測の事態に対処することができる。この3本柱の下では、核兵器の役割は相対化されたが、甚大な破壊力を持つため、その役割は引き続き死活的であると文書は述べる。

さらに文書は、作戦配備戦略核兵器を過去15年間に約50パーセント減らし、2012年までにはモスクワ条約に対応して1,700~2,200発のレベルにまで引き下げる計画を持つ米国は、核不拡散条約(NPT)第6条遵守の優等生であると誇っている。

このような戦力レベルで効果的な核抑止力を得るために、安全で、信頼性が高く、核実験なしでの認証が可能な信頼性代替弾頭(RRW)で既存の核弾頭を置き換えることが正当化される。文書は、07年7月の声明と同じく、RRWに対する超党派的支持を訴えている。

核弾頭の大幅な削減はするが、核抑止論は保持するとい主張は、本誌前号で論じた「仏国防白書」と軌を一にするものであり、核保有国共通の論理である。フーバー・プランが「核兵器のない世界」を呼びかけ、米大統領選挙にも影響を与えている状況(本誌第313号)との落差は余りにも大きい。(湯浅一郎) ㊦

## 21世紀における国家安全保障と核兵器 (抜粋訳)

エネルギー長官、国防長官  
2008年9月

### 緒言

2007年7月、我々はコンドリーサ・ライス国務長官と共に、米国が信頼のおける核抑止力を維持する必要性を述べ、信頼性代替弾頭（以下RRW）計画に対する超党派的な支持を議会に求める声明を発した。本文書「21世紀の国家安全保障と核兵器」は、この声明を敷衍し、合衆国にとっての核兵器の必要性をさらに詳細に考察するものである。本文書はまた、戦略核戦力構成、備蓄核弾頭及び核弾頭の研究・生産インフラストラクチャーの相互の関係についても述べる。ここで示す論理は、現在及び将来の政権が米国の核兵器政策、戦略、および戦力構成の調整を検討するための確固たる基盤を提供するものと我々は信じる。

本文書が論じる政策課題と戦略能力の多くは、2001年12月の「核態勢見直し」(NPR)を基礎とするものであるとともに、それ以前の政権によってなされた決定と連続性を持つものである。例えば、クリントン政権は、当時想定されたよりも高い緊張をはらんだ将来の脅威への対応能力を確保しつつ、戦略核戦力配備の規模を削減するため、「先導し、防壁を築く」戦略を開発した。この戦略の下で、合衆国は、核兵器削減を「先導」するが、未配備の核弾頭やそれらの弾頭を配備可能とする戦力構成といった資産によって「防壁を築く」とされた。現政権は、即応性のある核兵器設計とリスク管理のための生産インフラストラクチャーへの依存を深め、非配備の弾頭数への依存を軽減しながら、このアプローチを踏襲している。

我々は、このアプローチには引き続き有用であると信じる。ダイナミックで、予測不可能な21世紀の安全保障環境においては、現存する戦力とインフラストラクチャーの即応性との関係は、地政学的、技術的、そして作戦上の多様なリスクを効果的に管理できるように調整される必要がある。この文脈において、RRW計画は研究開発を継続する価値がある。RRWの概念は、有望であるとともに、核不拡散条約（NPT）への合衆国の誓約に完全に合致する。(略)

### 要約 (略)

#### 合衆国はまだ核兵器を必要としているのか?

世界は、この15年間で大きく変化した。冷戦時代のソ連との対決は終わり、ロシアはもはやイデオロギー上の敵ではない。合衆国は、作戦配備された戦略核戦力の歴史的な削減を行い、2012年までにモスクワ条約が求める1,700～2,200発のレベルにまで核弾頭数を引き下げる計画である。また、米国は非戦略核戦力と備蓄核弾頭の総数を大幅に削減してきた。これらの目ざましい核兵器削減は前記の新しい安全保障環境の中でこそ可能となった。

合衆国が核戦力を維持し続ける基本的な理由は2つある。第1に、国際的な安全保障環境は、依然として危険で、予測不可能であり、ソビエト連邦解体以来、より複雑さを増している。政治的意志は一夜にして変わる可能性があり、技術的に予期せぬ事態も起こりうる。第2に、核兵器は米国の国家安全保障を支えるユニークな役割を果たし続けている。21世紀のいかなる脅威にも適用できるわけではないが、核兵器は、依然、現代戦略の必須の要素である。

複雑化した安全保障環境による要請に対処するため、2001年の「核態勢見直し」(NPR)は、攻撃システム(核、非核、非運動エネルギー)、防衛(能動的及び受動的)そして即応性のあるインフラストラクチャーからなる、柔軟性の高い、新しい三本柱を提示した。これらはすべて強固な計画と情報・指揮・管制能力によって支えられる。長距離精密通常攻撃と改良された弾道ミサイル防衛を含む新たな戦略能力は、今後10年間に開発され配備されるであろう。これら将来の攻撃・防衛能力は、より広範囲の潜在的な不測の事態に対処するために国家指導者がとりうるオプションを増やし、核兵器の大幅削減に伴うリスクを軽減するであろう。(略)

米国の核兵器が、当初から、合衆国とその軍隊のみならず、ヨー

ロッパ、アジア、さらに他の地域で同盟国をも防衛してきたことは重要である。同盟国への攻撃の抑止において、米国の核戦力は、同盟国が自ら核兵器を手に入れる誘因を大きく減少させることによって、米国の核不拡散政策における不可欠な役割を果たしている。核戦力は、例えばNATO加盟国、日本、韓国、オーストラリアなど他国との同盟における鍵となる要素であり続けている。(略)

合衆国は、きわめて高度な通常兵器システムとミサイル防衛の両方を開発し、配備することにおいて長足の進歩をとげた。しかしながら、核兵器は、そのユニークな特質から、国家安全保障に他をもつて替えがたい貢献をしている。核兵器は、通常兵器による米国の優位を相殺するために大量破壊兵器を取得しようと目論む国家に対して、重要な抑止効果を持ち続けている。米国の核兵器は、多くの標的に対して、非核弾頭では達成不可能な殺傷能力を有している。高度な通常兵器とミサイル防衛は、いずれも抑止力を向上させようが、脅威を抑止する能力はつまるところ、そして基本的に、合衆国の核戦力の有用性と継続的な有効性にかかっている。合衆国は、過去に比べれば小規模で、抑制されたものであるが、予見しうる未来において核戦力を維持する必要がある。

#### 形成されつつある安全保障環境

安全保障環境の傾向は一律ではないが、我々は複雑かつ予測不可能で、危険な世界に住んでいる。合衆国が今後数十年間に直面する可能性のある脅威は次のとおりである。

- 懸念国：大量破壊兵器とそれらの運搬手段を持っているか、持とうとしており、国際的規準を逸脱した行動をとる国。
- 暴力的な過激派と非国家主体：我々の価値観に反する目標と価値観で動機づけられ、目標達成のために暴力的な手段を行使する非国家主体。中には、大量破壊兵器とその運搬手段を求めるものもある。
- NATO外の主要な現存核保有国：中国とロシアはそれぞれ核兵器開発能力を近代化している。両国の将来の政治的方向性は、依然不確実である。(略)

#### 新しい安全保障環境に対する同盟国の対応 (略)

#### 合衆国戦力の規模: 政治的、軍事的考察

合衆国の核戦力構成の規模は、現在及び将来のグローバルな安全保障環境の観点と、核戦力が支えることを期待される幅広い政治的目標によって決まる。以下に示した諸要素の分析の結果、実戦配備戦略核弾頭は1,700～2,200発で、米国の戦略要求は十分に満たされるという結論に達した。合衆国は、2002年のモスクワ条約の下での義務に合致するこのような戦力を、2012年までに達成する計画である。これは、冷戦期における作戦配備戦略核兵器(ODSNW)の最高水準から見て約80パーセントの削減を意味する。過去15年に、合衆国は、約50パーセントのODSNWを既に削減した。加えて、合衆国は、1991年以来非戦略核兵器を90パーセント削減している。こうして、合衆国は安全保障義務を堅持しつつ、核不拡散条約・第6条の義務履行の最先頭に立っている。(略)

#### リスク管理と米国の核態勢

(略)しかしながら、国防総省とエネルギー省は、寿命を無期限に延長する戦略のための代替手段を追求している。すなわち、既存の核弾頭に近い能力を持つ、加工に伴う損傷や材料の経時劣化が比較的少ない弾頭によって既存の弾頭を徐々に置き換えるという方法である。この一般的な概念は、しばしば信頼性代替弾頭(RRW)と呼ばれる。RRW概念は、それ以外にも、安全性と保安の改善、より複雑でない生産工程、現存する核弾頭中の多種類の有害物質の除去、生産工程から生じる有害廃棄物の削減など魅力的な利点を持つ。核兵器研究所の指導者たちは、高度な計算機モデリングと実験施設を含む、備蓄管理プログラムのために開発された近代的な科学的手段を用いれば、核実験なしでRRWの設計と認証が可能であると信じている。

#### 結論 (略)

(訳：ピースデポ)

[www.defenselink.mil/news/nuclearweaponspolicy.pdf](http://www.defenselink.mil/news/nuclearweaponspolicy.pdf)

## グアム移駐部隊と規模を提示

## 沖縄の負担軽減効果は不明

## 「08年統合歳出法」の命令

9月15日、国防総省のグアム統合計画室（JGPO）は、「国防総省のグアム関連計画の進捗に関する報告書」を議会に提出した。報告書は、関係者限りの内部資料とされ、10月10日現在、JGPOのHPには公開されていない。しかし、現地メディア「グアム・ニュース」が、グアム知事に提供された写しを入手しウェブ上で公開した<sup>1</sup>。

07年12月26日に成立した「2008会計年統合歳出法」（公法110-161）の「説明文書」<sup>2</sup>は、国防長官に対してグアム関連計画の進捗に関する報告書を、08年9月15日までに両院の歳出委員会に提出するよう命じた。

「統合歳出法」が命じた報告事項は次のとおりである。

- グアムに配置される軍部隊の規模及び構成の詳細
- 部隊に同伴する家族の数
- 部隊及び家族を支援するために必要な施設整備
- 軍関連教育施設、兵站施設を含む軍事建設及び家族住宅建設のための最新の資金計画
- 予想される労働力の増加に対応するためのインフラ整備計画を含め、グアムの建設容量の制約の中で、軍増強に関連する建設を遂行するための計画。
- 日本が負担に合意した60.9億ドルの充当可能性と充当メカニズムに関する現状報告。直接資金提供28億ドル、ユーティリティ整備支援のための7.4億ドル及び官民共同事業体による住宅建設のための25.5億ドルの資金提供方法を含む。

9月15日の報告書はこの命令に応じて提出された。報告書は二つの要素から構成されている。第1に、グアムに移転する軍の規模と構成を部隊単位で初めて明らかにされた。第2には、2014年までに海兵隊の沖縄からグアムへの移転を完了するという日米合意を実施するための資金充当計画である。

本稿では、第1の点に関する報告書の内容を紹介する。第2の要素は、「米軍再編促進特措法」（07年8月29日）の実施に深く関連するとともに、今後の日本の予算審議との関係で重要な論点が含まれているので、次回にあらためて論じたい。

報告書の部隊増強に関連する部分の部分訳を、8ページの資料に示す。以下、軍種ごとに増強計画を概観する。

## 兵力増強の内訳Ⅰ：空・海（海兵隊を除く）・陸軍

## 一時配備と陸軍MD

まず、空軍、海兵隊を除く海軍、陸軍の増強計画を概観する。3軍を合わせた軍人の増加数は、8,130人であるが、内7,380人は非常駐部隊（艦船寄港、訓練など）である。

## 空軍

アンダーセン空軍基地の情報・監視・偵察（ISR）及び攻

撃能力の向上が目指されている。そのための爆撃機はすでにローテーション配備されている。新しい要素としては、無人偵察機グローバル・ホークと運用部隊の常駐が計画されている。一方、同北西飛行場には、基地攻撃対処を想定した緊急修復（レッド・ホース）訓練と憲兵隊のコマンド・ウォーリア訓練の拠点が韓国から統合・移転する。これらの訓練の一部は現在沖縄で行われており、近隣住民に被害を与えている。

## 海軍

2019年に開始を予定している原子力空母のアプラ港への年3回ペースの寄港に備えた港湾施設の整備が増強計画の中心である。艦載機はアンダーセン空軍基地に降ろされる。

## 陸軍

最終段階高高度地域防衛（THAAD）ミサイル防衛システムとその運用部隊や、地上発射型最新中距離空対空ミサイル（SLARRAM）部隊の配備が計画されている。

## 兵力増強の内訳Ⅱ：海兵隊

## －沖縄の負担軽減は不明

以上3軍の計画は、沖縄の負担軽減を目的とした06年5月の「在日米軍再編合意」とは基本的に別枠の問題である。一方、計画の中で、もっとも顕著な増強が計画されているのが海兵隊であり、それが沖縄の負担軽減に直接関連する。

「報告書」は、非常駐部隊を除くグアムの海兵隊増員を8,620人と見積もり、グアムに新たに配備される28の海兵隊部隊をリストアップした。しかし、グアムに新たに配備される部隊がすべて沖縄から移駐するわけではないことは言うまでもない。「中ヘリコプター中隊」や、「航空団支援中隊」については部隊名が明らかにされていない。

そもそも、現在の沖縄に駐留している海兵隊部隊と兵員数は正確にはわかっていない。公称約16,000人とされる数字も、ローテーション配備を多く含む流動的な数字である。この計画がどれだけ沖縄の負担、とりわけ普天間（宜野湾市）の危険を軽減することにつながるかを検証するためには、さらなる情報公開が必要である。沖縄の部隊の現状と「沖縄からの」海兵隊移転の詳細が明らかにされなければならない。日本政府は米国に、情報開示を強力に働きかけるべきである。

「報告書」は「第Ⅲ海兵遠征軍の指揮部門はグアムに移転するが、兵站支援ハブは沖縄に残す」としている。（田巻一彦）<sup>①</sup>

注

1 www.kuam.com/bm/bm-doc/jgpo-fcamacho-09232008.pdf

2 www.gpoaccess.gov/congress/house/appropriations/08conappro.html

<資料>「グアムに関する計画進捗報告」(2008年9月15日、国防総省) <抜粋>

1. 経過 (略)

2. 軍人の増加数、構成及び家族

軍人数の最終的増加数を軍種ごとにまとめたのが表2-1である。表2-2には部隊レベルの内訳を示した。部隊の移駐の日程は、国防総省内で検討中の施設建設スケジュールによって決まる。移駐日程が承認されれば、さらに詳細な内訳を会計年度毎に示すことが可能となる。

3. インフラストラクチャーの要求

空軍 (略)/ 海軍 (略)

海兵隊:

太平洋軍司令部 (PACOM)の要求並びに海兵隊 (USMC)の基本的な運用概念に基づき、第Ⅲ海兵遠征軍は沖縄、グアム、ハワイに基本的な戦力を集中しつつバランスのとれた能力を提供する。様々な場所で演習をすることによって、分散された第Ⅲ海兵遠征軍の各部門の相互運用性を維持する。同遠征軍の指揮部門はグアムに移転するが、兵站支援ハブは沖縄に残す。

海兵隊のニーズに対応するために必要な施設には、管理、貯蔵、訓練、作業場、格納及び福利施設が含まれる。基本的な必要施設及び詳細な立地計画は、米資金による軍事建設及び日本の直接負担による軍事建設計画の双方について検討中である。国防総省の教育及び兵站面での要求は検討中である。施設のタイプ及び規模の概略には、以下が含まれる:

表3-3 海兵隊の必要施設 (抜粋)

施設分類	類型	要求面積 (m <sup>2</sup> )
作戦	100	39,018
メンテナンス	200	111,480
メンテナンス用倉庫	200	12,077
補給/貯蔵	400	222,960
医療/歯科	500	5,574
管理	600	120,770
コミュニティ	700	148,640
訓練	1711	19,509
合計		680,028
家族住宅		3,520戸
単身兵員宿舎		3,400室
単身将校宿舎		400室

4. 建設遂行のための計画 (略)

5. 建設労働力を支援するための計画 (略)

6. 最新の軍事建設 (MILCON) 及び家族住宅建設予算計画 (略)

7. 日本政府負担経費の充当可能性とメカニズム (略)

8. 結論 (略)

(訳:ピースデポ)

※4,6,7については、次回連載で取り上げる予定である。(編集部)

表 2-1 軍人数の増加と関係する家族数

軍種	主要部隊	軍人数(概数)	家族(概数)
空軍	情報・監視・偵察(ISR)・攻撃任務部隊	120	210
	非常駐*	1,780	
空軍計(常駐)		1,900(120)	210
海軍	原子力空母の寄港*	5,600(0)	
	海軍計(常駐)	5,600(0)	
海兵隊	司令部門(CE)	3,050	9,000
	陸上司令部門(GCE)	1,100	
	航空司令部門(ACE)	1,850	
	兵站司令部門(LCE)	2,550	
	非常駐*	1,200	
	他の軍の非常駐*	800	
海兵隊計(常駐)		10,620(8,620)	9,000
陸軍	防空・ミサイル防衛(AMD) 任務部隊	630	950
	陸軍計(常駐)	630(630)	950
合計(常駐)		18,750(11,370)	10,160

\*恒常的な配備地変更に伴う諸手当の対象外。

注) 軍種別計は記者による。

表 2-2.追加戦力の部隊内訳

軍種	主要部隊	部隊名
海兵隊	司令部門(CE)	第7通信大隊
		第3情報大隊
		第Ⅲ海兵遠征軍司令群
		第Ⅲ海兵遠征軍音楽隊
		第5海兵砲撃連絡中隊
		軍偵察部隊
		施設支援
	陸上司令部門(GCE)	第3海兵師団司令部
		第3海兵師団司令部大隊
		第12海兵砲兵連隊司令部
		第1海兵航空団司令部
		第1海兵航空団司令部中隊
	航空司令部門(ACE)	海兵中ヘリコプター中隊
		第18海兵航空管制群司令部
		第18航空管制中隊
		第4海兵航空管制中隊
		第2海兵航空支援中隊
		第18海兵戦術航空管制中隊
		スティンガー・ミサイル中隊
		第17海兵航空団支援群司令部
海兵航空団支援中隊分遣隊		
兵站司令部門(LCE)		第3海兵兵站群司令部
第35戦闘兵站連隊分遣隊		
第37戦闘兵站連隊分遣隊		
第3戦闘兵站連隊分遣隊		
第9工科支援大隊		
非常駐	歩兵大隊	
	砲兵中隊	
	混成中隊	
他の非常駐	海兵隊、国防総省、同盟国	
空軍	情報・監視・偵察(ISR)・攻撃任務部隊	グローバル・ホーク、爆撃機、空中給油機
	北西飛行場における訓練	レッドホース建設工兵中隊、コマンド・ウォーリアー、戦闘通信
	非常駐	B52、B1、B2航空中隊
陸軍	防空・ミサイル防衛任務部隊	司令部、砲兵司令部中隊、最終段階高高度防空ミサイル中隊、最新中距離空対空ミサイル(地上発射) / アベンジャー中隊
		哨兵部隊
		直接支援整備中隊
		艦船乗員、空母飛行隊(空母航空団)
海軍	原子力空母(一時寄港)	



# 小泉大臣への果たし状

先ごろ、小泉純一郎元首相が政界引退を表明した。改革者を自認していた氏が、旧態然とした世襲を次男に託すようではそのメッキが剥げたということだろうか。

それは別として、ここに登場するのはまだ首相に就任される以前の、小泉純一郎厚生大臣その人である。2000年3月13日の厚生委員会（衆院）の席上、ある議員の質問に対する答弁が発端となった。広島と長崎の両市に、国が建設しようとしている「原爆死没者追悼平和祈念館」について、議員は既設の諸施設と重複するような祈念館は不要なのではないか、といった趣旨の質問を行った。小泉大臣はこれに呼応するかのように、「自分もそうだと思う。その意味から祈念館を造るか造らないかも含めて再検討し、広く国民の意見も聞く必要がある」と答えたのである。

もし当時よりも7年前の話であったら、或いは筆者も大臣の意見に賛同していたかも知れない。なぜなら国から祈念館建設の要請があったとき、地元長崎として決して乗り気ではなかったからである。それどころか被爆者団体の中には、国家補償と引き換えともみなされる事業に対して、強く反発する向きさえあった。しかし、たつての国の要請に応じて、しぶしぶ地元委員会の設置に賛同したのが実情だった。両市に原爆死没者追悼平和祈念館を造るという構想は、元はといえば1990年に自民党の原爆被爆者対策小委員会が、要望のあった死没者個々への弔慰金支給を見送ると同時に提案したものだ。

それを受けて、翌91年には施設基本構想懇談会が設置され、更に94年に被爆者援護法が成立する際、国は「死没者に対する追悼の意を表する事業を行う施設」と明確に位置付けしてもある。そして懇談会の流れをくんだ中央の追悼平和祈念館開設準備検討会は、95年から当時まで既に16回の会合を、また厚生省

の要請を受けた地元長崎に設けられた委員会は、96年から当時までに11回の検討を重ねた末、国に向けての報告書まで提出していた。

祈念館を造ると決めた以上はキチンと充実した内容にしようと、地元検討委員会（被爆者団体、市議会、地元自治会、学識経験者など各界からの代表19人で構成）は、既存の原爆資料館や平和会館といかに重複しない機能を持たせるかに大半の時間を割いて熱心に討議した。その結果打ち出されたのが、原爆資料館や平和会館には全くない室内での厳粛な慰霊空間であり、同じく両館に不足していた被爆者医療データを含む情報発信空間と内外の平和・核研究施設との交流空間だったのである。

検討委員会の委員長として苦労しながら意見を集約した筆者にしてみれば、小泉大臣の軽率な答弁はどう考えても納得できなかった。少なくとも大臣が私たちの報告書をまじめに目を通していただければ、あのような発言となるはずがないとの思いがあったからだ。筆者は4月3日付の朝日新聞「論壇」に、『国の約束はそれほど軽いのか』とのタイトルで一文を投稿した。過去7年間にわたって国が唱え続けてきた祈念館建設のために、中央も地元も多数の委員を巻き込んで膨大な時間と労力と経費を費やさせた挙句、大臣が代われれば確たる検討もなく簡単に反古にされかねないほど軽いものなのか、といった内容の反論だった。

その翌日、厚生省の担当課長がこの掲載紙を大臣の前に置いたところ、黙って目を走らせていた大臣は「うーん」とだけ言われた旨を、後に当の課長から聞かされた。むろん課長たちの説得もあったに違いないが、この件に関する大臣発言は撤回され、祈念館建設は進められる結果となった。小泉元首相の政界からの引退表明が出されたとき、筆者の脳裏に浮かんだのは昔語りに近いこの一幕だった。



特別連載エッセー●32

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

## 被爆地の一角から

土山秀夫

# 日誌

2008.9.21~10.5

作成 塚田晋一郎、新田哲史

CIA = 米中央情報局 / CTBT = 包括的核実験禁止条約 / DOD = 米国防総省 / DOE = 米エネルギー省 / GAO = 米政府説明責任局 / IAEA = 国際原子力機関 / ICBM = 大陸間弾道ミサイル / NII = 核脅威イニシアティブ

- 9月22日 原爆症認定札幌訴訟で、札幌地裁、原告7人のうち、4月の新基準導入後に認定された3人を除く4人を原爆症と認定。
- 9月22日 ゲーツDOD長官とボドマンDOE長官、「21世紀の国家安全保障と核兵器」を議事に配布。(本号参照)。
- 9月24日 NY国連本部で第4回CTBTフレンズ外相会合開催。川口順子元外相が演説。
- 9月24日 北朝鮮の要求により、寧辺核施設のIAEAによる機器への封印や監視カメラなどが撤去される。IAEA報道官が明らかに。
- 9月24日 ライス米国務長官とラブロフ露外相が会談。8月のグルジア紛争以降の直接会談。双方の隔たりは埋まらず。
- 9月25日 米原子力空母ジョージ・ワシントン、母港となる米海軍横須賀基地に入港。
- 9月25日 麻生首相、国連演説でIAEAの次期事務局長選挙に、日本が天野之弥ウィーン国際機関代表部大使を擁立することを表明。
- 9月25日 麻生首相とラッド豪首相、「ラッド委員会」委員15名(議長含む)を発表。
- 9月25日 ブッシュ米大統領とシン印首相がホワイトハウスで会談。米印核協定について、早期発効を目指すことで一致。
- 9月25日 プーチン露首相とチャベス・ベネズエラ大統領がモスクワで会談。軍事協力強化に合意。露首相、原子力エネルギー協力を表明。
- 9月26日 メドベージェフ露大統領、2020年までに、原潜など軍艦の大規模な建造や対空・対宇宙防衛システムを構築する計画を表明。
- 9月26日 ブラウン元CIA東アジア部長、北朝鮮は中距離弾道ミサイル「ノドン」に搭載可能な核弾頭を既に保有しているとの見方を示す。
- 9月26日 ウィンター米海軍長官、インド洋での自衛隊の給油活動の継続を強く求める。
- 9月27日 国連安保理、イランに対し、過去の決議を「遅滞なく完全に履行」するよう求める決議。新たな制裁措置は盛り込まず。
- 9月27日 米下院本会議、米印核協定を承認する法案を賛成298、反対117で可決。
- 9月29日 MI NGO「NII」のサム・ナン氏、エルバラダイIAEA事務局長、ボドマンDOE長官、核物質管理を強化する新たな国際組織「世界核

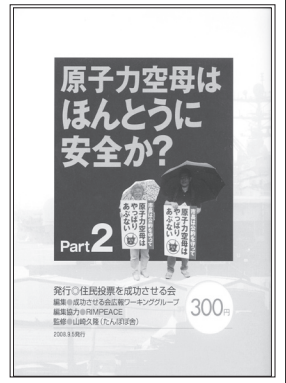
## 横須賀の新しいパンフレット

### 9月25日、原子力空母ジョージワシントンが 配備—その日からの運動のために

母港の是非を問う住民投票条例を求める直接請求署名は5万筆超えました、この市民の風は止めることはできません。原子力空母の安全性をあらためて問う小冊子です。

A5変形版・48ページ、フルカラー  
300円

発行：原子力空母の是非を問う住民投票を成功させる会  
〒238-0002 横須賀市大滝町1-26 清水ビル3階  
横須賀市民法律事務所  
電話：046-827-2713 FAX: 827-2731



セキュリティ機関(WINS)設立を発表。

- 9月30日 サルコジ仏大統領とシン印首相、パリで仏印核協定に署名。
- 10月1日 米上院本会議、米印核協定を承認する法案を賛成86、反対13で可決。(本号参照)
- 10月1日 米原子力空母ジョージ・ワシントン、韓国・釜山沖で7日開催の韓国海軍創設60年記念式典に参加するため横須賀基地を出港。
- 10月2日付 ポポフキン・ロシア国防次官、核搭載可能な多弾頭のICBM「プラバ」を09年に配備する考えを示す。
- 10月2日 ヘイデンCIA長官、次期政権に「安全保障上の挑戦」を突きつける国として、北朝鮮、ロシア、イラン、ベネズエラを挙げる。
- 10月3日 IAEA、原子力発電所の耐震対策の強化を目指す「国際耐震センター」設立を発表。
- 10月4日 IAEA年次総会、北朝鮮核問題と中東非核兵器地帯構想に関する2つの決議を採択して閉幕(9月29日~)。
- 10月5日付 北朝鮮は6月の核計画申告で、寧辺の廃棄物貯蔵施設2か所を除外し、92年以前の核活動を隠していたことが判明。毎日新聞。
- 10月5日 イスラエル訪問中のクシュネル仏外相、イスラエルはイランが核兵器を開発する前に先制攻撃する可能性があるという警告。

#### 沖縄

- 9月21日 県議会米軍基地関係特別委員会、沖縄防衛局に、米原潜寄港中止を要請。
- 9月22日付 在沖海兵隊グアム移転で、米太平洋海兵隊が日米合意額より47億ドル増の150億ドルとしていることが、GAO報告書で判明。
- 9月23日付 嘉手納基地の米陸軍パトリオットミサイル部隊と空自第17高射隊が、1月と7月に装備品の相互研修をしていたことが判明。
- 9月26日 沖縄市議会、普天間飛行場の危険除去や早期返還を求める決議、嘉手納基地の騒音問題解決を求める決議を全会一致で可決。
- 9月26日 宜野湾市、普天間飛行場の航跡調査結果を公表。場周経路違反35件、深夜飛行13件。調査期間は2月、8月の4日間。
- 9月28日付 米海軍、グアムでの米軍配置計画

- を米連邦議会とグアム州知事に提出。移転する海兵隊は、一時配備を除き8620人。(今号参照)
- 9月29日 沖縄防衛局、2010年末で期限を迎える嘉手納基地など9施設の土地について、強制使用に向けた使用認定を防衛相に申請。
- 9月30日付 26日発生のカンパ・ハンセンでの山火事消火のため、米軍ヘリが金武町の貯水池から無断で取水していたことが判明。
- 10月1日付 嘉手納弾薬庫地区で実施している地上爆発模擬装置(GBS)を使用した即応訓練をグアムに移転する米空軍の計画が判明。
- 10月1日 うるま市議会、ホワイトビーチへの米原潜寄港に反対する意見書、抗議決議を全会一致で可決。
- 10月1日 住民5541人が米軍機の夜間飛行差し止めと損害賠償を求めた新嘉手納爆音訴訟の控訴審、福岡高裁那覇支部で結審。
- 10月2日 仲井真知事、泡瀬沖合埋め立て事業で、米軍泡瀬通信施設の保安水域にかかる第2区域の共同使用に関する協定書に署名。
- 10月4日 嘉手納基地のF15戦闘機16機とKC135空中給油機3機が、地元、県などの中止要請の中、未明離陸を強行。最大108デシベル。

#### 今号の略語

DPRK=朝鮮民主主義人民共和国  
IAEA=国際原子力機関  
JGPO=グアム統合計画室  
MD=ミサイル防衛  
NATO=北大西洋条約機構  
NPR=(米)核態勢見直し  
NPT=核不拡散条約  
NSG=核供給国グループ  
ODSNW=作戦配備戦略核兵器  
RRW=信頼性代替弾頭  
SST=テロ支援国家  
THAAD=最終段階高高度地域防衛  
TWEA=対敵通商法

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

#### 宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- 「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、新田哲史、津留佐和子、中村和子、福井拓也、横山美奈、梅林宏道